

広島県地域防災計画の修正について（案）

令和2年6月2日
危機管理課

1 要旨

- 広島県地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、各防災関係機関が処理すべき事務及び業務の大綱を定めるものであり、広島県防災会議において、毎年度、修正を加えている。
- 今回、国において、近年の水害や台風被害への対応を教訓に防災基本計画が修正されたことや、本県での平成30年7月豪雨災害における課題への対応状況などを踏まえ、同計画における防災関係機関の果たすべき役割を追加するなど所要の修正を行う。

2 修正の概要

区 分	項目数
(1) 防災基本計画の修正や国の通知などに伴う追加	9 項目
(2) 平成30年7月豪雨災害を踏まえた追加	7 項目
(3) その他最近の防災施策を踏まえた修正	3 項目
合 計	19 項目

3 主な修正内容

(1) 防災基本計画の修正や国の通知などに伴う主な追加

① 住民主体の取組強化（R1.5「防災基本計画」修正）

県及び市町は、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る旨を追加する。

② 住家被害認定調査の効率化・迅速化（R1.5「防災基本計画」修正）

市町は、罹災証明書の早期交付のため、住家等の被害認定調査において、航空写真や応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する旨を追加する。

③ 情報発信の充実（R1.5「防災基本計画」修正）

県及び市町は、命を守るために必要なリスク情報の発信を充実させるため、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップの作成・公表を促進する旨を追加する。

④ 応急修理対象住家の拡充（R1.10 災害救助法の基準改正）

災害救助法の適用に基づく住宅応急修理の対象となる住家として、半壊又は半焼に加えて、これらに準ずる程度の損傷を受けた住家も対象とする旨を追加する。

(2) 平成30年7月豪雨災害を踏まえた主な追加

① 災害時交通マネジメントによる渋滞対策

県は、応急復旧時における復旧活動等への交通混乱の影響を最小限に留めるため、中国地方整備局に対し、交通マネジメント施策の包括的な検討・調整を行う「災害時交通マネジメント検討会」の開催を要請できる旨を追加する。

② 治山対策の推進

県、市町及び近畿中国森林管理局は、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進する旨を追加する。

③ 医療機関等への優先給水

市町は、応急給水を実施するにあたり、災害拠点病院や透析医療機関など、優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する旨を追加する。

(3) その他最近の防災施策を踏まえた主な修正

① 土砂災害警戒区域の指定完了に伴う名称統一(R2. 3. 26 土砂災害警戒区域等の指定完了)

県による土砂災害警戒区域の指定が完了したため、これまで土石流等のおそれがある区域の名称として使用していた「土砂災害危険箇所」及び「土石流危険溪流」、「急傾斜地崩壊危険箇所」を「土砂災害警戒区域」に統一する。

② 火災気象通報の通報基準変更(R1. 10. 8「広島地方気象台との火災気象通報に関する協定」改正)

広島地方気象台が、火災予防上の気象通報を行う場合の通報基準を、これまで「湿度」と「風速」により構成していたものから、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一にする。

4 今後のスケジュール

令和2年6月5日(金) 広島県防災会議(書面会議)